

**上毛町会計年度任用職員募集案内**  
**一般事務補助職員【1人】**  
**(令和8年度任用)**

会計年度任用職員とは、地方公務員法および地方自治法の改正により、一般職の非常勤の職として、一会計年度の期間を範囲として任期を設定される職に採用される職員です。

申込みは、上毛町役場 総務課への持参または郵送にてお願いします。

## 1 任用条件

○ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

<欠格条項>

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 上毛町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 申込手続き

○ 申込みは、総務課への持参または郵送で受け付けます。

### (1) 応募書類

申込書（上毛町役場総務課で配布及び上毛町ホームページに掲載）

※ 申込書の太線内に必要事項を記入してください。

### (2) 申込

- ・ 受付場所 上毛町役場 総務課
- ・ 受付期間 令和8年4月1日（水）～ 4月24日（金）  
8時30分から17時15分まで  
（ただし、土曜、日曜日及び祝祭日は除きます。）

※ 郵送の場合は、4月24日までに到着し、書類が完備しているもの限り受け付けます。封筒の表には必ず「会計年度任用職員申込書在中」と朱書きしてください。

送付先 〒871-0992 福岡県築上郡上毛町大字垂水 1321 番地 1 上毛町役場総務課
---

問い合わせ TEL 0979-72-3111（総務課）

## 3 申込書の記載内容等

- 申込書の記載内容に変更がある場合や他に就職先が決定した等で本町の任用を希望しなくなった場合は、速やかに総務課へ連絡してください。
- 提出された申込書はお返しできませんのであらかじめ御了承ください。

#### 4 任用の方法

- 書類審査又は面接により任用を決定します。日時や場所については、個別に連絡します。

#### 5 勤務条件等

##### (1) 勤務場所

上毛町水防センター

##### (2) 任用期間

令和8年6月2日から令和9年3月31日まで

##### (3) 条件付採用

採用後1か月間（採用後1か月間の実際に勤務した日が15日に満たない場合は、15日に達するまで）は条件付採用とし、条件付期間中に良好な成績で職務を遂行したときに正式に採用します。

##### (4) 勤務時間

週5日（月曜日～金曜日） 一日につき6時間45分

※ 業務の都合上、勤務時間外に勤務を命じられる場合があります。

##### (5) 報酬等

報酬：月額170,535円（当月21日払い）

その他、時間外勤務手当を支給します。

##### (6) 週休日

原則として、日曜日及び土曜日を週休日とします。

※ 業務の都合上、休日に勤務を命じられる場合があります。

##### (7) 休日

国民の祝日に関する法律で規定する日及び12月29日から翌年の1月3日までを休日とします。ただし、休日に勤務を命じられる場合があります。

##### (8) 休暇

任用期間に応じて、年次有給休暇等の休暇を付与します。

##### (9) 各種保険の適用

地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、加入要件を満たす場合はそれぞれ適用となります。

##### (10) その他

地方公務員法に規定されるサービスの各規定（サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、処分の対象となります。